

使用廃止届出書

年 月 日

大阪市長様

住所
届出者
氏名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

ばい煙発生施設・揮発性有機化合物排出施設・一般粉じん発生施設・特定粉じん発生施設・水銀排出施設
特定施設 (ダイオキシン類)
特定施設 (騒音・振動)
届出施設 (ばいじん・有害物質・粉じん)
届出施設 (騒音・振動)
固定型内燃機関

の使用を廃止したので、

大気汚染防止法第 11 条
(第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。)
ダイオキシン類対策特別措置法第 18 条
騒音規制法第 10 条・振動規制法第 10 条
大阪府生活環境の保全等に関する条例第 30 条
大阪府生活環境の保全等に関する条例第 91 条
大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領第 4 条第 1 項第 5 号

の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	(電話番号)	使用を廃止した施設の概要	<input type="checkbox"/> 大気関係施設 (別紙のとおり) <input type="checkbox"/> ダイオキシン類関係施設 (別紙のとおり) <input type="checkbox"/> すべての騒音関係施設 <input type="checkbox"/> すべての振動関係施設
工場又は事業場の所在地	(郵便番号)	※整理番号	
		※受理年月日	年 月 日
施設の設置場所		※施設番号	
使用廃止年月日	年 月 日	※備考 (收受印等)	
使用廃止の理由			

注意 この届出は、廃止した日から 30 日以内に届け出ること。

※期限遵守指導済

- 備考
- 1 施設の設置場所の記載欄については、できる限り図面等を利用して、廃止した施設を明示すること。
 - 2 ※の欄には、記載しないこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 4 騒音・振動関係施設においては、すべての使用を廃止したときに届け出ること。

使用を廃止した施設の概要

		施設の種類	規模	施設番号
大気汚染防止法		ばい煙		
		特定粉じん		
		一般粉じん		
		揮発性有機化合物		
		水銀		
ダイオキシン類対策特別措置法				
大阪府生活環境の保全等に関する条例	ばい煙	ばいじん		
		有害物質		
		粉じん		
固定型内燃機関				